

大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助事業の実施について

大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

物価高騰の影響を受ける法人等が町内の事業所等に防犯カメラを設置した場合に、当該防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助することにより、当該者の物価高騰に伴う負担軽減を支援するとともに、設置した防犯カメラにより町内における犯罪の発生を抑止することで、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>個人事業者又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内に存する事業所等において、認定申請及び交付申請の時点で現に事業を営んでいること。2 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。3 町税の滞納がないこと。 <p>※ 「事業所等」とは、店舗、工場、倉庫、駐車場、畑、アパート等の事業の用に供する土地及び建物をいいます。ただし、次の事業の用に供する土地及び建物は除きます。</p> <p>ア 宗教活動又は政治活動</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業</p>
補助対象事業及び経費	<p>次に掲げる事業に要した費用について、補助を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内の事業所等に、下記「設置基準」に従い防犯カメラを設置する事業2 町内の事業所等に、防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他の事業所用防犯カメラと一体的に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除きます。）を設置する事業3 町内の事業所等に、防犯カメラを設置している旨の表示を掲示する事業 <p>※ 「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として継続的に設置され、事業所等の屋内及び敷地内を撮影するために、常時撮影可能な状態で固定して設置された装置をいいます。インターホンが押された時の</p>

	<p>み撮影するカメラ付インターホン等は除き、人感センサー等によりインターホンが押された時以外にも常時撮影可能な状態となっているカメラ付インターホンは含みます。</p> <p>※ 賃借により設置した機器や維持管理等に係る経費は、補助対象経費に含まれません。</p>
交付金額	<p>補助金は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とします。</p> <p>※ 補助金の交付は、1事業所等につき1回限りとします。</p>
設置基準	<p>防犯カメラは、次の1から4までの基準により設置してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等に固定して設置すること。 2 不必要な映像を撮影しないよう、事業所等の屋内及び敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意すること。 3 やむを得ず撮影範囲に隣家等が含まれる場合は、隣家等の居住者等の承諾を得ること。 4 防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。
交付条件	<p>補助金の交付に当たっては、次の1から6までの条件を付するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防犯カメラの画像は、設置の目的以外には使用しないこと。 2 群馬県が作成した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること。 3 防犯カメラの画像について、犯罪捜査その他法令に基づく手続により照会等を受けた場合は、情報の提供を行うこと。 4 防犯カメラの画像の漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。 5 町長が防犯カメラ等の使用の状況等についての調査の協力を求めたときは、協力すること。 6 防犯カメラの設置場所を変更しようとするとき又はやむを得ない理由により防犯カメラ等を処分しようとするときは、事前に町長の承諾を得ること。 <p>※ その他、町長が必要と認める条件を付することがあります。</p> <p>※ 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な範囲において、補助金の交付を受けた防犯カメラ等の使用状況等の調査を行うことができるものとします。</p>

3 交付手続

認定申請の方法	<p>大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 防犯カメラ等の設置に係る見積書及び内訳が分かる明細等2 防犯カメラ等の設置場所で事業を営んでいることを証する書類 <p>※書類の例</p> <ul style="list-style-type: none">・個人事業の開業・廃業等届出書の写し・確定申告書の写し・賃貸借契約書の写し・所在証明書 <p>※ その他、町長が必要と認める書類の提出をお願いします。</p>
認定申請期限	<ol style="list-style-type: none">1 令和7年10月31日午後5時15分までに申請してください（必着）。 この場合において、申請受付開始日から申請期限日までに受理した申請に係る申請額が予算の範囲を超えてあった場合には、抽選を行います。2 1の申請期限の時点において申請額が予算の範囲内である場合は、引き続き令和8年3月31日午後5時15分まで申請を受け付けます。この場合において、申請が予算の範囲内を超えた場合は、その時点において受付を中止します。 <p>※ 申請については、窓口又は郵送による提出とし、うち郵送については、到着日の午後5時15分に申請があったものとみなします。</p> <p>※ 抽選を行う場合の抽選の方法や抽選日等は、町長が別に定めます。</p>
補助対象事業の認定時期	<ol style="list-style-type: none">1 認定申請書が提出された場合は、提出された申請書類の審査を行い、「認定申請期限」に記載のとおり、必要に応じて抽選を行います。2 1により認定の可否を決定したときは、大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知します。
交付申請の方法	<p>補助金の認定を受けた者は、防犯カメラを設置し、令和8年3月31日午後5時15分までに大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次の書類を添付して申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 防犯カメラ等の設置に係る領収書及び内訳が分かる明細等

	2 防犯カメラ等の設置前及び設置後の写真
補助金の交付決定等	<p>提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。</p>
財産の管理及び処分 の制限	<p>この補助金により設置した防犯カメラ等は、交付決定を受けた日から起算して3年間、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはなりません。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分するときは、この限りではありません。</p>
補助金の返還等	<p>1 交付決定を受けた人が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 補助事業の認定又は補助金の交付の条件に違反したとき。 (3) 上記「財産の管理及び処分の制限」に反して事業所用防犯カメラ等を処分したとき。 (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

	き。 2 既に補助金が交付されている場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとします。
--	-------------------------------------------------------

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金認定申請書（様式第1号） 2 大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金認定（不認定）通知書（様式第2号） 3 大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金交付申請書兼請求書（様式第3号） 4 大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 事業期間

期 間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
-----	------------------------

6 担当部署

大泉町安全安心課 電話0276（63）3111
